

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本交企第1407号
令和元年12月10日
宮城県警察本部長

自動車運転代行業の認定等に関する事務処理要領の改正について（通達）

自動車運転代行業の認定等に関する事務の取扱いについては、「自転車運転代行業の認定等に関する事務処理要領の改正について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第448号）により運用してきたところであるが、この度、自動車運転代行業の認定等に関する事務処理要領（以下「要領」という。）を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）等の公布に伴い、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条が改められたことから、要領の一部を改正したものである。

2 改正の要点

調査書（別記様式第5号）を改めた。

3 施行期日

令和元年12月14日

別添

自動車運転代行業の認定等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の認定等に関する事務処理について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定等の事務処理要領

1 認定等の処理手続

(1) 認定の申請の受理

法第5条第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）を受理するときは、次の事項に留意すること。

ア 認定の申請は、規則別記様式第1号の認定申請書（以下「認定申請書」という。）の正副2通を提出させること。

イ 認定申請書の各欄の記載事項及び政令第1条に規定する添付書類について点検を行うこと。

(2) 自動車運転代行業者管理台帳（警察署用）への登録

警察署長は、認定申請書を受理したときは、自動車運転代行業者管理台帳（警察署用）（別記様式第1号。以下「警察署用管理台帳」という。）に登録するものとする。

(3) 欠格事由の調査

警察署長は、認定申請書を提出した者に係る法第3条各号に規定する欠格事由（以下「欠格事由」という。）の有無について、認定申請書の添付書類を点検するほか、身上調査について（照会）（別記様式第2号）により関係機関に対する照会を行うなど、確実な調査を行うこと。この場合において、関係機関からの回答については、身上調査について（回答）（別記様式第3号）によるものとする。

なお、欠格事由の調査の結果については、身元調査報告書（別記様式第4号）及び調査書（別記様式第5号）を作成すること。

(4) 警察本部への送付

警察署長は、認定申請書を受理し必要な調査を実施した後、原則として10日以内に次の書類を交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）を経由して送付すること。

ア 認定申請書及び添付書類の副本

イ 身元調査報告書

ウ 調査書

(5) 自動車運転代行業者管理台帳（警察本部用）への登録

交通企画課長は、警察署長から認定申請書等の送付を受けたときは、自動車運転代行業者管理台帳（警察本部用）（別記様式第6号。以下「警察本部用管理台帳」という。）に登録するものとする。

(6) 宮城県知事との協議

交通部長は、法第5条第2項の規定による認定（以下「認定」という。）又は法第5条第3項の規定による認定を拒否する処分（以下「認定を拒否する処分」という。）に係る政令第7条第1項の規定により法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務を行う宮城県知事（以下「宮城県知事」という。）との協議を行う場合は、認定に関する協議書（別記様式第7号）により行うものとする。

(7) 認定証及び認定拒否通知書の交付

交通部長は、認定が行われたときは、速やかに認定申請書を提出した者に対してその旨を通知するとともに、規則別記様式第2号の認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。また、認定を拒否する処分をした場合は、県規則様式第9号の認定に関する通知書（以下「認定拒否通知書」という。）により通知するものとする。

なお、認定申請書を提出した者に対する認定の通知及び認定証の交付又は認定拒否通知書による通知は、認定の申請を受理した警察署長を通じて行うものとする。

2 認定証の再交付、変更届及び返納届の処理手続

(1) 認定証の再交付

ア 再交付の申請の受理

警察署長は、自動車運転代行業者から法第5条第5項の規定による認定証の再交付の申請を受理するときは、規則別記様式第3号の認定証再交付申請書（以下「認定証再交付申請書」という。）の正副2通を提出させること。

イ 警察本部への送付

警察署長は、認定証再交付申請書を受理したときは、警察署用管理台帳を整理するとともに、速やかに当該認定証再交付申請書の副本を交通企画課長を経由して送付すること。

ウ 認定証の再交付

交通企画課長は、警察署長から認定証再交付申請書の副本の送付を受けたときは、認定証再交付申請書を提出した者を警察本部用管理台帳で確認した上で認定証を再交付すること。

なお、認定証の再交付は、認定証再交付申請書を受理した警察署長を通じて行うものとする。

(2) 届出事項の変更及び認定証の書換え

ア 届出事項の変更の受理

警察署長は、自動車運転代行業者から法第8条第1項の規定により法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があった旨の届出を受けたときは、規則別記様式第4号の変更届出書（以下「変更届出書」という。）の正副2通を提出させるとともに、届出事項が認定証の記載事項に該当し、書換えを必要とするときは、当該認定証の提出を求めてこれを受理すること。

イ 警察本部への送付

警察署長は、変更届出書を受理したときは、警察署用管理台帳を整理するとともに、速やかに当該変更届出書の副本を交通企画課長を経由して送付すること。

なお、認定証の書換えを必要とする場合は、当該認定証も併せて送付すること。

ウ 警察本部用管理台帳の整理及び認定証の書換え

交通企画課長は、警察署長から変更届出書の副本等の送付を受けたときは、警察本部用管理台帳の整理を行うほか、変更事項が認定証の記載事項に該当するときは、当該認定証の書換えを行い、変更届出書を受理した警察署長を通じて交付するものとする。

エ 宮城県知事への通知

法第8条第2項の規定による宮城県知事への通知は、変更届出に関する通知書（別記様式第8号）により行うこと。

(3) 認定証の返納等

ア 認定証の返納の受理

警察署長は、法第9条第1項又は第2項の規定による認定証の返納については、認定証返納書（別記様式第9号）及び認定証を提出させて、これを受

理すること。

イ 警察署用管理台帳の整理及び警察本部への送付

警察署長は、認定証返納書を受領したときは、警察署用管理台帳からの抹消を行うとともに、速やかに認定証返納書及び認定証を交通企画課長を経由して送付するものとする。

ウ 警察本部用管理台帳の整理

交通企画課長は、警察署長から認定証返納書及び認定証の送付を受けたときは、警察本部用管理台帳からの抹消を行うこと。

エ 宮城県知事への通知

法第9条第3項の規定による宮城県知事への通知は、認定証の返納に関する通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 手数料の取扱い

(1) 証紙による手数料の徴収

警察署長は、認定を受けようとする者、認定証の再交付を受けようとする者又は認定証の書換えを受けようとする者から、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）で定める手数料（以下「手数料」という。）を宮城県が発行する証紙により徴収するものとする。

(2) 証紙の消印及び関係書類の整理

警察署長は、手数料として徴収する証紙を認定申請書、認定証再交付申請書又は変更届出書の裏面下部の余白に貼付させた後、証紙規則（昭和39年宮城県規則第33号）第5条第1項に規定する指定職員等に消印させるとともに、同規則様式第8号の証紙貼用実績簿を作成し整理しておくものとする。

(3) 警察本部への報告

警察署長は、手数料として徴収した証紙の貼用実績の結果について、当月分の証紙貼用実績簿の写しを作成し、翌月の5日までに交通企画課長を経由して報告するものとする。

第3 不利益処分等に関する事務処理要領

1 認定の取消し及び取消しを行う場合の協議

法第7条第1項の規定による認定の取消しは、県規則様式第10号の認定取消処分通知書を当該認定の取消しの対象となる自動車運転代行業者に交付して行うものとし、法第7条第2項の規定による協議は、認定取消しに関する協議書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 報告及び立入検査

法第21条の規定による報告（以下「報告」という。）及び立入検査（以下「立入検査」という。）に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 報告及び立入検査は、法の施行に必要な最小限の範囲内で行うものであることから、犯罪捜査目的や法の施行に無関係な他の行政目的での報告及び立入検査はできないものであること。
- (2) 立入検査を行う者は、県規則様式第11号の身分証明書を携帯し、立入検査の開始前に関係者に提示すること。
- (3) 報告及び立入検査は、法第4条の認定を受けて自動車運転代行業を営む者のみならず、法第4条の認定を受けずに自動車運転代行業を営む者も対象となること。
- (4) 立入検査を行う場合は、宮城県知事と緊密な連携を図り、原則として共同で行うこと。

3 指示

(1) 指示の方法

法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示は、指示書（別記様式第12号）を交付して行うものとする。この場合において、指示の内容は、違反状態の解消のための措置、履行されなかった義務に替わる措置、将来の違反防止のための措置等を具体的に示すものでなければならない。

(2) 宮城県知事に対する通知

法第22条第1項の規定による通知は、指示に関する通知書（別記様式第13号）により行うこと。

4 営業の停止命令

(1) 営業の停止命令の方法

法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令は、県規則様式第12号の営業停止命令書を当該営業の停止命令の対象となる自動車運転代行業者に交付して行うものとする。

(2) 宮城県知事との協議

法第23条第3項の規定による宮城県知事との協議は、営業停止命令に関する協議書（別記様式第14号）により行い、あらかじめ同意を得ておくものとする。

5 営業の廃止命令

(1) 営業の廃止命令の方法

法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令は、県規則様式第13号の営業廃止命令書を当該営業の廃止命令の対象となる自動車運転代行業を営む者に交付して行うものとする。

(2) 宮城県知事との協議

法第24条第2項の規定による宮城県知事との協議は、営業廃止命令に関す

る協議書（別記様式第15号）により行い、あらかじめ同意を得ておくものとする。

6 法違反行為に対する注意

(1) 注意書の交付

ア 警察本部で行う場合

自動車運転代行業者による法違反行為が行われた場合で、違反の態様が悪質ではなく、かつ、過去に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。）を受けていないときは、注意書（別記様式第16号）を交付するものとする。

イ 警察署で行う場合

警察署長は、警察職員が行う立入検査の現場等で法違反行為が行われていると認められる場合（検挙した場合を除く。）は、注意書（別記様式第17号）を交付するものとする。

ウ 注意書の交付を受ける者

注意書の交付は、当該自動車運転代行業者の経営において責任ある立場の者に対して行うものとする。

(2) 注意書受領書の徴収

ア 警察本部で行う場合

注意書を交付したときは、注意書の交付を受けた者から注意書受領書（別記様式第18号）を徴するものとする。

イ 警察署で行う場合

警察署長が注意書を交付したときは、注意書の交付を受けた者から注意書受領書（別記様式第19号）を徴するものとする。この場合において、警察署長は注意書と注意書受領書の写しを作成し、交通企画課長を経由して報告すること。

7 行政処分の公表

法第7条第1項の規定による認定の取消し、法第22条第1項若しくは第25条第2項第1号の規定による指示、法第23条第1項若しくは第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令又は法第24条第1項若しくは第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令の公表は、宮城県警察ホームページに県規則様式第14号の行政処分実施結果表を掲載して行うものとする。

第 号
年 月 日

殿

警 察 署 長 印

身 上 調 査 に つ い て （ 照 会 ）

本 籍	
氏 名 生年月日	年 月 日生

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条の規定に基づき、認定等の際し、身上調査の必要がありますので回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査の上記入願います。

本人が転籍している場合は、在籍地の市（区）町村長に転送願います。また、該当者がいないときは、その旨回答書に記入願います。

別記様式第4号

身 元 調 査 報 告 書				
主たる営業所の 所在地・名称				
役職・氏名	犯 罪 名			
	罪 名			法第3条該当の 有 無
	検挙年月日			
	検 挙 署			
	処分年月日			
	暴力団関係 の有 無			
	団体・地位			
	備 考			
	罪 名			法第3条該当の 有 無
	検挙年月日			
	検 挙 署			
	処分年月日			
	暴力団関係 の有 無			
	団体・地位			
	備 考			
	罪 名			法第3条該当の 有 無
	検挙年月日			
	検 挙 署			
	処分年月日			
	暴力団関係 の有 無			
	団体・地位			
	備 考			

別記様式第 5 号

調 査 書		
本 籍 (法人の場合は、名称及び主たる営業所の所在地)		
住 所 (法人の場合は、代表者の住所)		
営業所名 氏名及び生年月日		
(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)		
法 第 3 条 該 当 有 無	第 1 号 該 当 の 有 無	有・無
	第 2 号 該 当 の 有 無	有・無
	第 3 号 該 当 の 有 無	有・無
	第 4 号 該 当 の 有 無	有・無
	第 5 号 該 当 の 有 無	有・無
	第 6 号 該 当 の 有 無	有・無
	第 7 号 該 当 の 有 無	有・無
	第 8 号 該 当 の 有 無	有・無
	第 9 号 該 当 の 有 無	有・無

注 各号該当の有無に○をして、有の場合は、理由等を記載すること。

第 号
年 月 日

認定に関する協議書

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に規定する書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書で回答願います。

期日までに回答がない場合には、この協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 認定申請書を提出した者の氏名又は名称

- 2 予定している処分の内容

- 3 理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号
年 月 日

変更届出に関する通知書

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項の規定により通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおりである。

取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第9号

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

認定証返納書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条 第1項 第2項 の規定により返納
します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

返納する者の氏名又は名称及び住所

印

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定証を交付した 公安委員会の名称	公安委員会	認定証 の番号	
返 納 の 理 由			

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
2 返納する者は、氏名の記載及び押印をすることに代えて、署名することができる。

第 号
年 月 日

認定証の返納に関する通知書

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条 第1項
第2項の規定により、次のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項の規定により通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 返納年月日

2 認定証を返納した理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号
年 月 日

認定取消しに関する協議書

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第 2 項の規定により協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書で回答願います。

期日までに回答がない場合には、この協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号

指示書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
の規定によ
り、次のとおり指示します。 第25条第2項第1号

指示事項

理由

年 月 日

宮城県公安委員会



この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

指示に関する通知書

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
第22条第1項
第25条第2項第1号の規定により指示を行ったので、次のとおり通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおりである。

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

指示年月日	
指示事項	
指示の理由	
その他参考事項	

注 その他参考事項欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

第 号
年 月 日

営業停止命令に関する協議書

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号 の規定によ
り、次のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、この協議に対し同意があったものとして取り扱
います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおりである。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

別紙

命令年月日 (予 定)	
営業停止命令 の 内 容	
営業停止命令 を 行 う 理 由	
その他参考事項	

注 その他参考事項欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

第 号
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定に
より、次のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書で回答願います。

期日までに回答がない場合には、この協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

注 意 書

住 所

氏名又は名称

殿

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後、関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。
今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置を講じることがあることを申し添える。

記

(違反行為の概要及び関係法令の規定について記載すること。)

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

取扱者の氏名及び連絡先

注 意 書

住 所
氏名又は名称 殿

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後、関係法令の規定に違反する行為を行わないよう注意する。
今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置を講じることがあることを申し添える。

記

(違反行為の概要及び関係法令の規定について記載すること。)

年 月 日

警 察 署 長 印

取扱者の氏名及び連絡先

